

松本市公告第246号

(仮称)松本市役所保健所庁舎新築工事設計業者選定に係る公募型プロポーザルを実施します。

令和7年6月30日

松本市長 臥雲 義尚



1 業務概要

(1) 委託業務名称

(仮称)松本市役所保健所庁舎新築工事設計業務委託

(2) 業務内容

基本設計及び実施設計に関する業務

(3) 提案の要求水準

(仮称)松本市役所保健所庁舎整備基本計画のとおり

2 契約の概要

業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
(1) 公告	令和7年6月30日(月)
(2) 参加資格に関する質問書の提出期間	令和7年6月30日(月)～7月4日(金)
(3) 参加資格に関する質疑回答期限	令和7年7月11日(金)
(4) 参加表明書の提出期間	令和7年6月30日(月)～7月16日(水)
(5) 参加者の資格審査及び結果通知期限	令和7年7月18日(金)
(6) 技術提案書に関する質問書の提出期間	令和7年7月22日(火)～7月30日(水)
(7) 技術提案書に関する質疑回答期限	令和7年8月8日(金)
(8) 技術提案書の提出期間	令和7年7月22日(火)～8月29日(金)
(9) 現場説明会	令和7年7月下旬(詳細後日通知)
(10) プレゼンテーション、審査委員会	令和7年9月中旬(詳細後日通知)
(11) 優先交渉権者の決定	令和7年9月19日(金)
(12) 結果の通知	令和7年9月22日(月)
(13) 契約締結	令和7年10月上旬(予定)
(14) 事業の開始	令和7年10月上旬(予定)

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、建築設計事務所で、参加表明書(様式1)を提出し、参加資格が市によって確認された者とする。

(1) 参加要件

参加の希望を表明する書類(以下「参加表明書等」という)の提出期限の日から契約締結の時までに、下記の要件を満たすものとする。

ア 必要な要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (イ) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (ウ) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6号第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (エ) 松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成9年3月10日訓令甲第1号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (オ) 単体企業であること。
- (カ) 国及び他の地方自治体において指名停止措置を受けていないこと。
- (キ) 松本市建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和42年2月6日告示第11号）第8条に基づく建設コンサルタント入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録がある者であること。
- (ク) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所登録簿に登録されていること。
- (ケ) 市内に本店を有し、かつ、建築士法第5条の規定による一級建築士免許の登録がされている者を4名以上自社で雇用していること。ただし、当該一級建築士は全て公告日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

5 質疑及び回答

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施に関する質問（参加資格及び技術提案書）については、質問書（様式VI）を電子メールに添付し事務局宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期間

参加資格に関する質疑	令和7年6月30日（月）から 令和7年7月4日（金）午後5時まで
技術提案書に関する質疑	令和7年7月22日（火）から 令和7年7月30日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

松本市ホームページへ掲載する。

(4) 回答期限

参加資格に関する質疑回答	令和7年7月11日（金）
技術提案書に関する質疑回答	令和7年8月8日（金）

(5) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書は受け付けない。

イ 電子メールの件名は、「プロポーザル参加資格に関する質問」又は「プロポーザル技術提案書に関する質問」とすること。

ウ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

6 参加表明書の提出

(1) 提出期間

令和7年6月30日（月）から令和7年7月16日（水）まで（土・日曜日、祝日（以下「休日等」という。）を除く。）

受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

総合戦略局総合戦略室（本庁舎2階）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、持参の場合には事前に電話で日時を指定した上で来庁ください。また、郵送の場合においては、事務局への送達が可能である書留等によるものとし、提出期間最終日の午後5時までに事務局に到達したものを有効とする。

(4) 提出部数

参加表明書（様式1） 1部

関連資料（様式2～7） 1組

(5) 関連資料（様式2～7）は表紙をつけず、様式2～7を1組として左上部をホチキス綴じとしてください。

(6) その他

ア 指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないものは、一切受け付けない。

イ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

7 参加資格の審査及び結果通知

参加表明書を提出した者には、資格要件の全てを満たしているか否かを審査した上で、参加表明が5者を超えた場合は一次評価を実施し、選考結果とともに令和7年7月18日（金）までに参加表明書（様式1）に記載されたメールアドレス宛てに審査結果を電子メールで回答する。

8 技術提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月29日（金）まで（休日等を除く。）

受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

総合戦略局総合戦略室（本庁舎2階）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、持参の場合には事前に電話で日時を指定した上で来庁ください。また、郵送の場合においては、事務局への送達が可能である書留等によるものとし、提出期間最終日の午後5時までに事務局に到達したものを有効とする。

(4) 提出部数

技術提案書（様式Ⅰ） 1部

技術資料（様式Ⅱ～Ⅴ） 20組（複写可）

本業務（設計業務）に係る見積書 1部

(5) 技術資料（様式Ⅱ～Ⅴ）は「技術資料の表紙」をつけて、様式ⅡからⅤを1組として左上部をホチキス綴じとすること。

(6) 様式Ⅱ～Ⅴはデータ（提出用電子媒体はCD-Rとする）も提出すること。

(7) その他

- ア 指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないものは、一切受け付けない。
- イ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。
- ウ 資料提供として、測量図（データ提供）を希望する者は、事務局に申込むこと（8月以降の対応となるもの）。

9 提案内容の審査及び結果通知

(1) 選定方式

本プロポーザルは、2段階の選定方式とする。

ア 第1次審査

参加表明書を提出し設計プロポーザルに応募する者が5者を超えた場合は、参加表明書の書類審査を行い、第2次審査に進む5者を選考する。

イ 第2次審査

最適候補者を選考するため、提出された参加表明書、技術提案書等を基に、審査委員会において書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、最適候補者及び次点者を選考する。

(2) 評価基準

参加表明書及び技術提案書の評価基準は、別途定める評価基準のとおりとする。

第1次審査においては、客観評価に係る点数により5者を選考し、第2次審査においては、客観評価、主観評価及び価格評価の総合点数で選考を行う。

(3) 審査委員会について

ア 第2次審査は、「（仮称）松本市保健所庁舎整備事業設計業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査する。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。また、プレゼンテーション及びヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書に記述された文章及び図案の範囲内において行うことができる。（市が用意するモニターの使用可。ただしノートパソコンは持参。）追加資料の使用は認めない。

ウ プレゼンテーション

(ア) 実施日

令和7年9月中旬

（詳細な日時、場所及び方法等については、事前に通知する。）

(イ) 出席者

出席者は配置予定の管理技術者を含め3名以内（機器操作者を含む）とする。

(ウ) プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

（注）プレゼンテーションは、対面による方式に替えて、Web会議等で実施する可能性もあるため、その場合は詳細について参加表明者に通知をする。

エ 審査委員会委員

区 分	役 職
委 員 長	総合戦略局局长
副委員長	総合戦略室次長
委 員	長野保健福祉事務所長（外部有識者） 保健所長 保健総務課長 食品・生活衛生課長 公共施設マネジメント課長 建築指導課長 市民課長 DX推進本部次長
計	10名

- (ア) 各評価者は、提案内容を評価項目ごとに評価する。
- (イ) 各評価者の評価結果を審査・集計し、優先交渉権者、準優先交渉権者を決定する。
- (ウ) 審査は非公開とする。
- (エ) 選考は、優先交渉権者を選定するため行う。選定後においても、市は技術的提案書の内容に拘束されないものとする。
- (4) 審査結果については、審査委員会終了後速やかに公表するとともに、すべての参加者に対して参加表明書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで次のとおり審査結果等を通知する。
- ア 優先交渉権者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者宛てに通知する。
- イ 優先交渉権者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者宛てに通知する。
- ウ 上記イの通知を受けた者は、審査結果の通知日の翌日から起算して7日以内に書面（様式自由）により説明を求めることができるものとする。また、当該回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に行うものとする。

10 事務局

〒390-8620

松本市総合戦略局総合戦略室：赤羽、山口、横山

電話：0263-34-3274（直通） F A X：0263-35-2030

E-mail：seisaku@city.matsumoto.lg.jp

市ホームページ：<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/nyusatsu-keiyaku/176243.html>